

2. 監事の意見書

監事の意見書

農業保険法第53条第1項の規定により令和2年5月22日に理事より提出された令和元年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案並びに不足金処理案の各事項の調査を遂げ、その正確適正なることを認めます。

なお、賦課金の減少や人件費の上昇等による業務収支の悪化が課題となっている中で、令和2年度の業務収支計画では修繕引当金など3つの引当金・準備金繰入額がゼロとなり、結果的にはこれまで積み立てた引当金等の取り崩しが予想されるなど、問題はより一層深刻化しています。

このため、組合員の期待と信頼により一層応えるため、国の「農業共済団体に対する監督指針」に沿って他県では既に導入されている員外理事を登用するなど、業務執行体制の強化を要望します。

令和2年6月23日

栃木県農業共済組合

代表監事 伊藤芳郎
監事 上野義近
監事 森田浩敏